第７表

部門別原価整理表（ガス導管事業者）

（単位：千円）

部門別原価の項目	金　　額
大口・卸供給部門原価	
託送供給部門原価	
合計（ガス導管事業総原価）	

㈱１．該当事項がないときは、空欄とすること。
２．託送供給部門原価の欄は、対象需要準拠方式によるときは空欄とし、モデル的需要想定によるときは、金額に括弧を付して記載すること。

様式第七中別表を第１表とし、同表の次に次の１表を加える。

第２表

選択的託送供給約款料金種別一覧表

選択的託送供給約款料金の名称	料金の内容	（設定・変更の別）	実施期日	備　　考

㈱　料金の内容は、対象となる需要及び当該料金の特徴を記載すること。

様式第八第１表を次のように改める。

第１表

付加的託送供給約款料金原価と料金収入の比較表

付加的託送供給約款料金原価(a)　（千円）	想定託送供給量(b)（千㎥）	平均単価（ａ／ｂ）（円／㎥）	想定料金収入（千円）

様式第八第二表及び第三表中「選択的」を「付加的」に改める。

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第十一条　ガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

第１条中「通商産業省令第十五号」の下に「。以下「会計規則」という。」を、「経済産業省令第十六号」の下に「。以下「一般ガス料金算定規則」という。」を、「経済産業省令第十七号」の下に「。以下「託送料金算定規則」という。」を加える。

第二条中「第六条までの規定により」を「第五条までの規定に」に改める。

第三条の見出しを「（託送収支計算書の作成）」に改め、同条中「という。）」の下に「及び託送供給関連業務に係る費用（以下「託送費用」という。）」を加える。

第四条を削り、第五条中「の価値」を「及び本支管投資額」に、「別表第三」を「別表第二」に、「様式第三」を「様式第二」に改め、同条を第四条とする。

第六条を次のように改める。

（超過利潤計算書等の作成）

第六条　事業者（法第二十二条第１項ただし書の承認を受けた事業者であって法第二十二条の二第１項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

第六条を第五条とする。

第七条中「様式第五」を「様式第四」に改め、同条を第六条とする。

第八条中「第六条」を「第五条」に、「様式第六」を「様式第五」に改め、同条を第七条とする。

第九条第三項中「様式第四」を「様式第三」に、「様式第八」を「様式第五」に改め、同条を第八条とする。

第十条を第九条とする。

第十一条中「第七条まで及び第九条」を「第六条まで及び第八条」に、「第二条及び第九条」を「第二条及び第八条」に改め、「準用する法第二十二条の三」と」の下に「、第四条中「本支管投資額」とあるのは「特定導管投資額」と、第五条中「法第二十二条第１項ただし書」とあるのは「法第三十七条の八において準用する法第二十二条第１項ただし書」と、「法第二十二条の二第１項」とあるのは「法第三十七条の八において準用する法第二十二条の二第１項」と」を加え、同条を第十条とする。

第十二条中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とする。

別表第一、別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

託送供給収支の算定方法

１．ガス事業に係る収益のうち、次に掲げるものを、託送収益として整理すること。

⑴　「託送供給収益」は、託送供給によって得た収益を整理すること。

⑵　社内取引項目の「自社大口需要家からの託送収益」は、当該事業者の個別の大口需要家に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すること。なお、法第22条第１項ただし書の承認を受けた事業者にあっては、当該事業者の大口販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価（注１）を乗じて算定すること。

⑶　社内取引項目の「自社卸先事業者からの託送収益」は、当該事業者の個別の卸先事業者に、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すること。なお、法第22条第１項ただし書の承認を受けた事業者にあっては、当該事業者の卸供給販売量に大口・卸供給部門託送供給関連原価単価（注１）を乗じて算定すること。

⑷　社内取引項目の「自社規制需要家からの託送収益」は、当該事業者の規制需要販売量に、小口部門託送供給関連原価単価（注２）を乗じて算定すること。

⑸　「その他託送供給関連収益」は、上記⑴から⑷まで以外の社内取引項目を含む託送供給に係る収益を整理すること。

⑹　「（補償料収入）」及び「（附帯サービス料収入）」は、その他託送供給関連収益中における当該収入額を、当該内訳として整理すること。

⑺　「（償却分区域外工事負担金収入）」は、会計規則第４条に規定する工事負担金のうち、供給区域外において行うガスの供給に係る契約に基づくもの（以下「区域外工事負担金収入額」という。）について、当該区域外工事負担金収入額を当期に一括して整理せず、導管に係る資産額において事業者が採用している減価償却費の計算方法及び法人税法の定める耐用年数により分割して整理するものとした場合には、当該額をその他託送供給関連収益の内訳として整理すること。この場合において、全ての区域外工事負担金収入額の整理については、同一の方法によることとし、かつ、毎期継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。